
平成30年7月豪雨によってお住まいに 被害を受けられた皆さまへ（ご案内）

愛媛県では、災害救助法に基づき、今回の豪雨により住宅に甚大な被害を受けられた皆さま（※）に対し、仮設住宅等を提供いたします。

（※）災害時において、災害救助法の適用を受けた市町
（今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、
松野町、鬼北町）に居住する方

平成30年7月29日
愛媛県
（住宅確保支援グループ）



住宅の支援について (P1)

1 応急修理制度 (P2)

2 応急仮設住宅（建設型） (P3)

3 民間賃貸住宅借上げ制度 (P4～5)
（みなし仮設住宅）

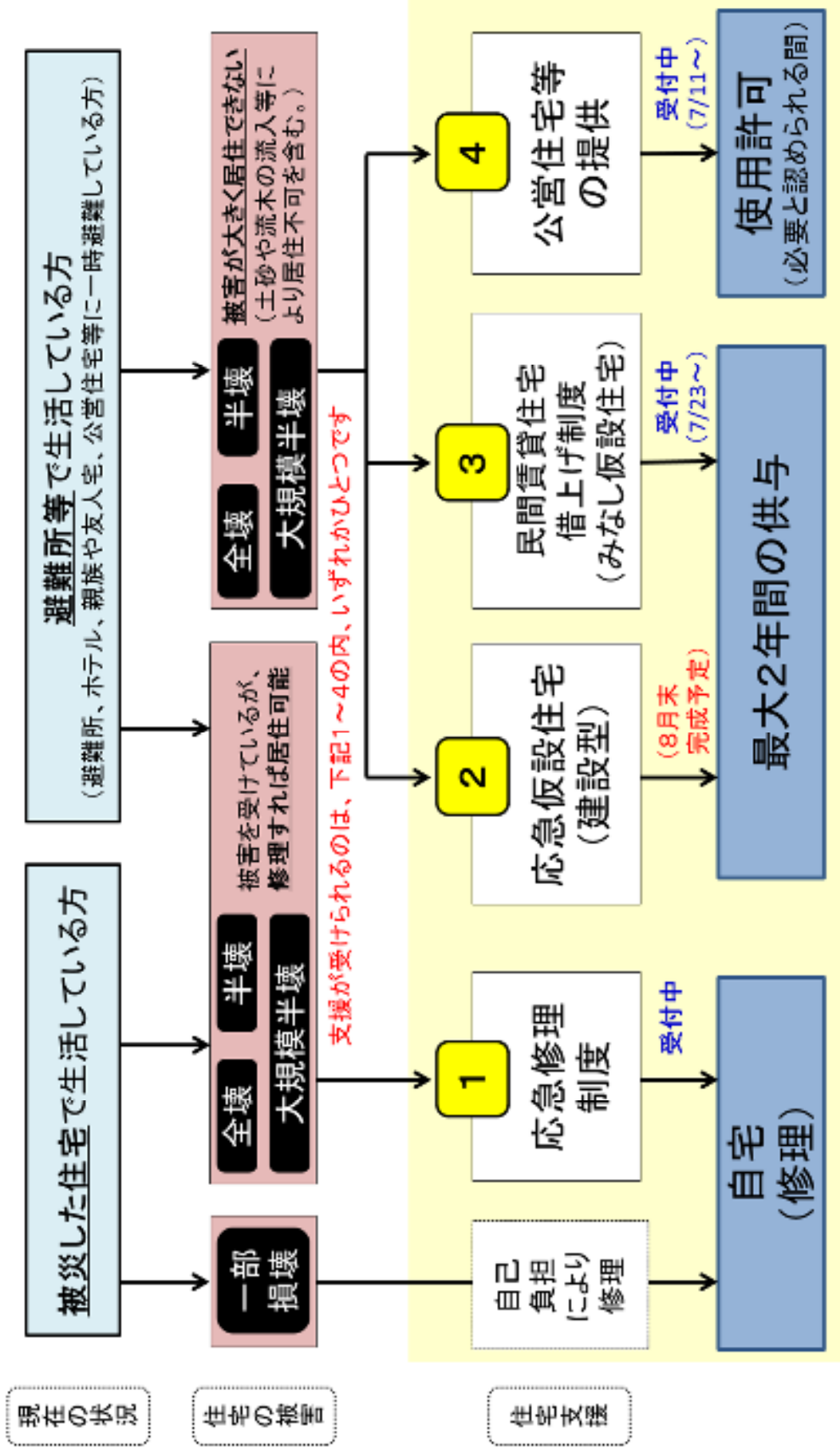
【制度全般に関するお問い合わせ先】

愛媛県災害対策本部住宅確保支援グループ

電話：089-912-1000（内線5405、5406）

《住宅の支援について》

平成30年7月豪雨に係る住宅支援について



※二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがあったり、ライフラインが途絶えていたり、地すべり等により避難指示等を受けている など、長期にわたり自らの住居に居住できない方は、2～4の利用が可能です。

※現在、公営住宅等に避難されている方で、被害が全壊、大規模半壊、半壊以外の方は、1～3の利用はできません。

1 応急修理制度

1 対象者 下記（１）～（３）のすべてに該当する方

- （１）当該災害により半壊以上の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方
- （２）応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方
- （３）応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ制度含む）を利用しないこと

2 応急修理の対象となる住宅

住宅の応急修理の対象となる範囲は、下記に掲げる、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に修理を行うことが適当な箇所です。

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・屋根、柱、外壁、基礎等の基本部分 ・ドア等の開口部 ・上下水道等の配管や配線 ・トイレ等の衛生設備等 | <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> ※詳細については、窓口にてご確認ください。 </div> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3 補助限度額

1世帯あたりの補助限度額は、584,000円です。

4 事業のながれ

市町の窓口へお申込みください。

（お申込み後、市町が施工業者に対し応急修理を依頼し、上記3の補助限度額の範囲で、市町が施工業者に所定の費用をお支払いする制度です。）

（修理費用が、上記3の補助限度額を超える場合は自己負担となります。）

5 受付窓口

市町名	担当課 (申込書受付窓口)	電話番号
今治市	福祉政策課 各支所住民サービス課	0898(36)1525
宇和島市	建築住宅課 吉田支所	0895(49)7028
八幡浜市	市民課	0894(22)3112
大洲市	都市整備課	0893(24)1719
西予市	福祉課 野村支所林業センター	0894(62)6428
松野町	建設環境課	0895(42)1115
鬼北町	町民生活課	0895(45)1115(内線2117)

2 応急仮設住宅（建設型）

下記のとおり、応急仮設住宅の建設を開始しています。

市	団地名 (仮称)	建設 予定地	建設 戸数	構造	建設 主体	工事 期間
大洲市	大洲市 徳森団地	大洲市徳森2280-2 (徳森公園)	45	木造	(一社) 全国木造 建設事業 協会	H30.7.23～ H30.8下旬 (予定)
	大洲市 大駄場団地	大洲市肱川町予子林119 (大駄場ふれあい広場)	15	木造		
西予市	西予市 野村団地	西予市野村町野村13-366 (野村運動公園)	74	木造		
	西予市 明間団地	西予市宇和町明間1065-1 (旧明間小学校)	24	木造		
宇和島市	宇和島市 吉田児童 公園団地	宇和島市吉田町西小路字 西小路7 (吉田児童公園)	12	鉄骨 プレハブ	(一社) プレハブ 建築協会	H30.7.27～ H30.8下旬 (予定)
			170			

※現在のところ、上記以外の市町では、応急仮設住宅の建設の予定はありません。

1 入居対象者

災害で被災し、原則として以下の（１）及び（２）に該当する者

- （１）住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がないこと
- （２）自らの資力では、住宅を得ることができない者であること

ただし、H30年7月17日付け内閣府からの通知により、平成30年7月豪雨に係る応急仮設住宅については、以下の方なども入居が可能とされています。

- ・住宅の被害を受け、現在、避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用されている方や、親族宅等に身を寄せられている方
- ・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等をうけているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方
- ・「半壊」（大規模半壊を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない方

2 入居者の選定及び管理

災害救助法第13条第2項の規定により、県から市町に対し業務を委託し、市町が入居者の選定及び管理を行うこととしています。

3 供与の期間

原則として入居時から2年間

3 民間賃貸住宅借上げ制度 （みなし仮設住宅）

1 制度開始日 平成30年7月23日（月曜日）

2 入居者の要件 下記（1）～（4）のすべてに該当する方

- （1）平成30年7月豪雨における災害（以下「当該災害」という。）時点（平成30年7月5日）において、災害救助法の適用を受けた市町（今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町）のいずれかに住所を有する方
- （2）次の要件のいずれかを満たす方
- ① 当該災害による住居の**全壊、全焼又は流出**により居住する住宅がない方
 - ② 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、**長期にわたり自らの住居に居住できない方**
 - ③ 「**半壊**」（**大規模半壊含む**）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない方
※ 修理等により、一時的に当該住居に居住できない場合は対象となりません。
- （3）自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方
- （4）災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理又は障害物の除去制度を利用していない方

3 借上げ住宅の条件 下記（1）～（3）に該当する県内にある住宅

- （1）貸主から同意を得ているもの
- （2）管理会社等により賃貸可能と確認されたもの
- （3）家賃（管理費・共益費を含む）
 - ア 月額5万円以内（単身世帯の方）
 - イ 月額6万円以内（2人の世帯の方）
 - ウ 月額7万円以内（3～4人の世帯の方）
 - エ 月額9万円以内（5人以上の世帯の方）

※本制度の対象となる物件情報については、関係団体の協力を得て、別途ご案内する予定です。

※市町窓口で制度等の説明を受けた後、関係団体を通さず直接、不動産業者に連絡することも可能です。

4 費用負担

- （1）県の負担
- ア. 家賃（管理費及び共益費を含む）（上記3の(3)のとおり）
 - イ. 礼金（家賃の1ヶ月分を限度）
 - ウ. 仲介手数料（家賃の0.54ヶ月分を限度）
 - エ. 退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分を限度）
※物件の明け渡し時における原状回復（通常損耗及び経年劣化を含む。）に要する費用に充てるための負担金です（退去時の精算は不要）。
 - オ. 火災保険等損害保険料※ 県（借主）が保険に加入します。
 - カ. 入居時鍵等交換費用（社会通念上必要な金額を限度）
- （2）入居者の負担
光熱水費等4（1）以外の費用

5 入居期間 入居時から2年間

次頁に続く

6 相談窓口 <7月23日（月曜日）から開設しています。>

市町が設置する受付相談窓口は下記のとおり

市町名	担当課 (申込書受付窓口)	電話番号
今治市	福祉政策課	0898(36)1525
宇和島市	建築住宅課 吉田支所	0895(49)7028 0895(49)7098
八幡浜市	総務課危機管理 原子力対策室	0894(22)5997
大洲市	都市整備課	0893(24)1719
西予市	福祉事務所 福祉課	0894(62)6428
松野町	建設環境課	0895(42)1115
鬼北町	建設課	0895(45)1111

7 事業の流れ

